

# 令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金 『申請要領』

## ○申請受付期間

令和8年3月16日(月)～令和8年4月2日(木)

## ○問合せ先

千葉県 総合企画部 成田空港政策課 空港関連産業集積推進室

「成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金」担当

T E L : 0 4 3 - 2 2 3 - 2 0 5 0

E-mail : kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp

令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）及び令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金交付要綱のほか、本要領に定めるところによります。

令和8年3月

千葉県 総合企画部 成田空港政策課

# 目次

1	補助金の概要.....	1
	(1) 目的.....	1
	(2) 事業予算.....	1
	(3) 補助率及び限度額.....	1
	(4) 補助要件.....	1
	(5) 補助対象事業費.....	1
2	手続き全般.....	1
	(1) 申請書類.....	1
	(2) 申請書類の入手方法.....	2
	(3) 提出方法.....	2
3	交付申請.....	2
	(1) 申請受付期間.....	2
	(2) 申請方法.....	2
	(3) 申請書作成にあたっての注意事項.....	2
4	交付決定.....	2
5	実績報告～補助金の支払い.....	3
	(1) 実績報告.....	3
	(2) 交付額確定.....	3
	(3) 交付請求・支払い.....	3
6	留意事項.....	3

## 1 補助金の概要

### (1) 目的

成田空港周辺地域のうち地下水採取規制のない地域を対象に、地盤沈下等の障害を起こすことのない持続可能な地下水の産業利用に向けて、地下水利用可能量を把握するために試掘調査を行う市町に対して、支援を行います。

### (2) 事業予算

50,000千円

### (3) 補助率及び限度額

補助対象事業費の1/2（上限額：1市町あたり25,000千円）

### (4) 補助要件

- ・産業利用に向けて地下水利用可能量の把握を目的として行う試掘調査であること。
- ・調査を行う地域が成田空港周辺地域のうち地下水採取規制のない地域であること。

### (5) 補助対象事業費

- ・補助対象となる事業費は、ボーリングによる地質や地下水の試料採取、観測孔・試掘井を設置し行う揚水試験、その他試掘調査の実施に必要な経費となります。
- ・交付決定日前に契約したものは補助対象外となります。
- ・一般的な市場価格又は事業運営の内容に対して著しく高額な経費は対象となりません。

## 2 手続き全般

### (1) 申請書類

- ・令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金交付申請書（第一号様式）
- ・調査地情報（第一号様式添付資料）
- ・補助金振込先口座情報（第一号様式添付資料）
- ・令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第三号様式）  
※事業内容の変更や事業の中止・廃止の場合
- ・令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金実績報告書（第四号様式）
- ・令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金交付請求書（第六号様式）
- ・令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金概算払請求書（第七号様式）  
※概算払いの場合

(2) 申請書類の入手方法

必要な書類は、以下のサイトからダウンロードの上、作成してください。

【令和8年度成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金事業】

(URL) <https://www.pref.chiba.lg.jp/kuushin/chikasui/chikasuihojokin.html>

(3) 提出方法

メールにより、以下の宛先に提出してください。

【提出先】

千葉県総合企画部成田空港政策課 空港関連産業集積推進室

「成田空港周辺地域における地下水産業利用調査補助金」担当

メールアドレス：kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp

### 3 交付申請

(1) 申請受付期間

令和8年3月16日(月)～令和8年4月2日(木)

(2) 申請方法

上記期間内に交付申請書（別記第一号様式）を提出してください。

また、交付申請書の提出時には、以下の書類も必要となりますのでご準備ください。

【申請時に必要な書類】

調査地情報（第一号様式添付資料）

補助金振込先口座情報（第一号様式添付資料）

補助対象事業費の根拠資料（参考見積等）

(3) 申請書作成にあたっての注意事項

- ・ 選定理由は、試掘調査の実施場所として、その土地を選定した理由を記載してください。
- ・ 補助金の申請額は、千円未満の端数を切り捨ててください。

### 4 交付決定

申請書受理後、内容を審査の上、交付対象と認められたときは交付の決定を行います。

また、交付の決定をしたときは、後日、交付決定通知によりお知らせします。なお、交付をしない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

## 5 実績報告～補助金の支払い

### (1) 実績報告

補助事業が完了しましたら、完了日から起算して30日以内に実績報告書（別記第四号様式）を提出してください。なお、完了日から30日以内に年度をまたぐ場合、3月末までに実績報告書を提出し、県の確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

また、実績報告書の提出時には、以下の書類も必要となりますのでご準備ください。

#### 【報告時に必要な書類】

- 調査結果のわかる資料（成果品等）
- 契約書（写し）
- 仕様書
- 請求書（写し）
- 検査調書（写し）
- 業務完了通知（写し）
- 交付決定通知（写し）

### (2) 交付額確定

実績報告書の受領後、内容の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

### (3) 交付請求・支払い

交付額確定の通知を受けましたら、交付請求書（別記第六号様式）を提出していただき、支払いとなります。

また、交付請求書の提出時には、以下の書類も必要となりますのでご準備ください。

#### 【請求時に必要な書類】

- 交付額確定通知（写し）

## 6 留意事項

- ・申請にあたってご提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有・利用します。
- ・補助事業に係る法的規制や必要な手続き等は、申請者の責任において対応してください。
- ・本事業で発生した知的財産権等は、事業を実施した市町に帰属します。ただし、本事業で獲得した成果について、県が使用許可を依頼する可能性があることを予めご了承ください。